

令和5年度の建設工事に係る入札・契約制度の見直しについて

お知らせ

岡山県土木部

岡山県の建設工事に係る入札・契約制度について、次のとおり見直しを行い、令和5年4月から実施しますので、お知らせします。

I 県発注工事における現場代理人の常駐緩和

県発注工事における現場代理人の常駐緩和について、令和5年4月から当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が4,000万円未満の工事（既契約工事を含む。）について兼務を認めます。

なお、当初請負金額以外の要件については、変更ありません。

常駐緩和要件	新	旧
兼務可能件数	3件以内であること。	
当初請負金額	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が、4,000万円未満であること。	当初請負金額（建築一式工事は当初請負金額の2分の1）の合計が、3,500万円未満であること。
従事可能地域	それぞれの工事現場が同一の県民局（所管する地域事務所の管内を除く。）又は同一の地域事務所管内であること。 例1：従事中の工事が、備前県民局（岡山市）管内の場合、東備地域事務所の管内を除く備前県民局の管内で兼務可能 例2：従事中の工事が、東備地域事務所（和気町）管内の場合、東備地域事務所の管内で兼務可能	
その他	兼務するいずれかの工事現場で業務に従事できること。	

II 工事書類の簡素化

岡山県土木工事共通仕様書等に定める工事関係書類のうち、受注者の事務処理の負担軽減を図るため、令和5年4月から、実施工程表及び工期中間検査の対象の請負金額の変更を行い、工事書類の簡素化を図ります。

(1) 実施工程表

提出頻度	当初請負金額	
	新	旧
毎月	4,500万円以上	3,000万円以上
2か月に1回	1,000万円以上 4,500万円未満	1,000万円以上 3,000万円未満

※当初請負金額1,000万円未満の工事については、提出を省略しています。

(2) 工期中間検査

(新) 請負金額4,500万円以上の工事を実施

(旧) 請負金額3,000万円以上の工事を実施

Ⅲ 総合評価落札方式における新型コロナウイルスに関する特例 (令和5年4月1日から)

新型コロナウイルスの影響により、CPDS 対象講習や建築 CPD 対象講習が減少していることから、特例として、継続学習に関する評価の対象期間を延長（3年間）しているが、対象講習数の開催状況等を考慮し、**令和5年度に限り、継続することとし、評価対象期間を、令和2年度から令和4年度までの3年間とする。**なお、令和6年度については、特例を解除する予定である。

【令和5年度の総合評価における継続学習における評価の対象期間】

評価対象期間	評価基準	配点
令和2年4月1日から 令和5年3月31日まで	取得した単位が20ユニット(12単位)以上	1.0
	取得した単位が10ユニット(6単位)以上	0.5
	上記のいずれにも該当しない。	0.0

岡山県 技術管理課 ホームページへのアクセス方法

県のホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/>) から → 画面右上の [組織で探す] をクリック → [土木部] をクリック → [技術管理課] をクリック

【問合せ先】

土木部技術管理課技術指導班

TEL 086-226-7483